



1 学校教育目標

【自立と共生】

～自ら気づき、共に学ぶ、感性豊かな生徒～

令和6年4月版

2 いじめ防止等 重点目標

互いをわかり合い、共に生きる生徒の育成

- 規範意識や人権感覚を醸成し、人間関係力を伸長する
- 自他を大切にできる心を育てる ～自尊感情と他者理解～

生徒一人一人の良さを認め、集団の質を高める指導

- 生徒との人間関係を大切にし、小さな変化・サインを見逃さない

3 いじめ防止等の基本的な考え方

すべての人の願いである「いじめをなくしたい」の基本理念の元、裾野市教育委員会の「いじめ防止基本方針」をふまえ、いじめは絶対に許されない行為であるという考え方を、学校全体で徹底します。また、常に「いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうる」ことを念頭におき、様々な対策を講じていくことにより、未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、生徒の心身の安全を最優先し、全教職員が連携して対応します。子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して、いじめのない学校づくりを目指します。

4 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等対策委員会 : 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年部 養護教諭 関係職員
 拡大いじめ防止対策委員会 : いじめ防止対策委員 PTA 代表 学校運営協議会代表 裾野警察署員
 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 家庭児童相談員

5 いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめの未然防止

- ◇人権教育の推進
 - ・道徳教育、情報モラル教育の充実、QUの活用
 - ・他者の価値観を理解、受容する力の伸長
 - ・規範意識の醸成や道徳的判断力の養成
 - ・コミュニケーション能力の伸長
 - ・他者へのいたわりの心の醸成。配慮が必要な生徒については、その特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ◇生徒の自主的自治的な活動の場の設定
 - ・課題解決に向かう自主性を培う
 - ・協力してやり遂げる達成感や喜びを味わう
 - ・思いやりや感謝の心の醸成
 - ・生徒自らいじめをゆるさない環境作り
- ◇保護者や地域への啓発
 - ・保護者や地域への情報発信と情報収集
 - ・懇談会等での啓発
- ◇いじめに関する教職員の研修
 - ・事例研究等、計画的な校内研修
 - ・県、地区等主催の研修会への派遣
 - ・授業において、学び合うことから他者理解を養う教育の推進

(2) いじめの早期発見

- ◇全教職員が日頃から生徒とのコミュニケーションを大切にし、良好な人間関係を構築するとともに、いじめのサインを見逃さないように努めます。
 - ・教室や授業での様子・部活での様子
 - ・日記等での表れ ほか
 - ◇アンケート実施により情報収集に努めます。
 - ・生活振り返りアンケート 月1回
 - ・QU 年2回
 - ◇担任による教育相談
 - ・生徒一人あたり 年間4回
 - ◇スクールカウンセラー等による観察や相談
 - ・必要に応じて機会を設定
- ※常に情報交換、情報共有を意識して、いじめ若しくはいじめが疑われる情報が入ったときは、迅速に適切な対応を行います。

(3) いじめへの適切な対応

いじめの情報への対応

- ・いじめやいじめが疑われる情報が入ったときは、迅速に事実確認をします。

いじめの情報が確認された場合の対応

- ・直ちに「いじめ防止等対策委員会」を招集し、解決に向けての方針を立てます。
- ・裾野市教育委員会に報告し、迅速な連携をします。
- ・方針および確認された情報について教職員が共有し、支援と指導・助言に入ります。
- ・スクールカウンセラー等により、関係生徒や保護者のケアを行います。

いじめられた生徒・保護者への対応

- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、必要な支援を行います。
- ・保護者との緊密な情報交換を行い、解消に向けた協力体制を調えます。
- ・解消後の見守りや面談を行います。

いじめた生徒・保護者への対応

- ・断固とした態度で指導にあたり、行った行為は決して許されるものではないことを自覚させ、深い反省を促します。
- ・いじめに至った原因や動機を探り、継続的に指導・助言し、再発防止に努めます。

(4) 保護者との連携

◇常日頃から保護者との良好な関係を築くように努め、いじめに関する情報をはじめ、生徒に関連した情報が入りやすい環境づくりを進めます。

◇いじめが起きたときは、学校と保護者の協力・連携体制を調えて問題解決にあたります。

(5) 関係機関等との連携

◇生徒がいじめと受け止めた事実は、定期的に裾野市教育委員会に報告します。

◇いじめが確認された場合は、裾野市教育委員会に報告し、関係諸機関と連携して対応します。

◇必要に応じて、心理・福祉の専門家や地域の諸団体にも協力を仰ぎ、いじめを受けた生徒および保護者の支援にあたります。

◇いじめが犯罪行為として認められたときは、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な対応と支援に努めます。

6 いじめ防止対策年間計画

【毎月の取り組み】	【年間の取組】
○生活振り返りアンケート	生徒理解研修（4月） ネット安全・安心講座（1学期に実施予定） 魅力ある学校づくりプランニング（5月・7月・11月・3月） QU調査（5月・10月） 教育相談（生徒のみ）（4月・6月・10月・3月） 三者教育相談（5月・7月・12月） スクールカウンセラーとの相談（随時） 学校評価における検証

7 重大事態への対応

1 調査

重大事態が発生した場合には、裾野市教育委員会（市教委）に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長に報告すると共に、市教委または学校が、調査結果を基に重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及び保護者に提供します。

2 各対応

（1）生徒対応

- ・臨時全校集会を開催します。
- ・関係機関と連携し、生徒の心理的影響の配慮をします。

（2）保護者対応

- ・臨時保護者会の開催します。
- ・いじめに対する情報の収集、保護者の悩みや不安を傾聴するために、窓口を設置します。

（3）報道陣対応

- ・いじめの認知や学校が執った措置等について説明します。

（4）警察対応 ※いじめが犯罪である場合